

というのはあり得るのでしょうか。

**宮下** 本来、詐害行為取消権によって取り消された財産については、民法第四二五条で「前条の規定による取り消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる」とされています。

しかし、岩田商会が一番に詐害行為取消権を行使した場合、実際には優先的な債権回収ができることになるでしょう。このような実務の運用を批判する民法の学者もいます。

**岩田** やや、何というか、早い者勝ちですね。

### 破産と詐害行為取消権

**宮下** 今回の債権について、保証人はついていないのですか。

**岩田** 今思えば、つけておくべきでしたね。理事長は資産家だと聞いたことがあります。そういうえば、そもそも専門学校は、理事長や親戚から大量に拠出された経緯があると聞いています。

**宮下** なるほど。そうだとすると、理事長や親戚に専門学校の資産を戻す可能性がりますね。債務超過に陥った債務者が強制執行を逃れるため、不動産等の名義を他に移すことは、典型的な詐害行為と言えます。

このように、詐害行為には、債務者が無資力のときに、①債権者の一部に抜け駆け的に弁済をする行為(偏頗弁済行為)と②責任財産を減少させる行為(財産減少行為)の二つの類型があるのです。

**岩田** なるほど。ところで、専門学校が破産

してしまった場合、詐害行為取消権はどうなるのですか？

**宮下** 破産法上、詐害行為取消権に似た制度として「否認権」という権限が破産管財人に認められています。破産管財人に移行した場合、詐害行為取消訴訟は、破産管財人が受け継ぐことになるでしょう。この場合、この訴訟によって戻ってきた財産は、債権者に平等に分配されることになります。

**岩田** 私としては、すべての債権者に支払いが平等にされるのであれば納得できます。いずれにしても、できれば自社の債権が確実に回収できることを願っています。

**宮下** そうですね。どのような方法であれ、債権回収にある程度の時間がかかることは否めません。特に破産手続きが開始された場合、案件によっては、破産管財人を通して総債権者に分配し終わるまでには数年かかることもあるのです。

なお、注意していただきたいのは、卸売業の売掛債権は二年の消滅時効にかかるということと、この時効は、詐害行為取消訴訟を提起しても中断しないということです。すなわち、時効が完成するまでに売掛債権を請求する訴えを起す必要があります。**岩田** ありがとうございました。また、相談に乗っていただければと思います。



## 今月のことば

### 国内クレジット制度 [Domesutic Cleen Development Mechanism]

英文の頭文字をとって「CDM」と略すこともある。大企業が中小企業などの温室効果ガス削減を支援する制度。

大企業が中小企業に対して資金・技術を提供して省エネ技術の対策を実行し、中小企業はそれによって二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を削減し、削減した排出量を排出枠(クレジット)として登録し、登録したクレジットを大企業の削減分として認めるという制度。つまり、大企業が自社で二酸化炭素の排出を削減するのではなく、中小企業と連携して削減し、その削減分を大企業の削減したものとみなすという制度である。

経済産業省は2008年11月、5件の申請を受理している。そのうち2件はローソンが東京大学を支援するもので、東大のキャンパスの蛍光灯3万8000台を省エネタイプに切り替え、また医学部付属病院で給水用の冷凍機を省エネ型に切り替える。東大側は、ローソンに排出枠を売った代金で設備費投資の一部を回収することができる。

これまで大企業は、自主行動計画の業界目標を自社の省エネで達成できない場合は、海外から枠の購入をしなければならなかったが、この制度を使えば、グループ会社や取引先に対する支援などで枠を確保することができ、選択肢が増えたことになる。

### プラチナバンド [Platinum-Band]

電波のUHF(極超短波)帯を指す。これまでテレビの地上アナログ放送はVHF(超短波)帯とUHF帯の電波を使って放送されている。UHFは送ることのできる情報量が多く、山や建物などの障害物を避ける特性があり、様々な用途に使いやすい。それゆえに「プラチナ」の名前が使われる。

UHF帯の大部分はこれまではテレビが占めてきたが、携帯電話が普及してきたことから、限りある電波を効率的に活用する必要性が高まり、政府は地上テレビ放送のデジタル化を決め、使用する電波をUHF帯の一部に縮小することにしている。

映像や音声を[0]と[1]を組み合わせた電気信号に変換するデジタル放送は、情報を圧縮して送ることができる。同じ情報を送信するのに使う周波数領域は3分の2程度で済む。このため、現在使われているVHF帯とUHF帯のうち、VHF帯は全面的に返上し、UHF帯の一部も急増した携帯電話に割り当てることになっている。

総務相の諮問機関である情報通信審議会は2007年春、UHF帯を「携帯端末向け放送」と「防災無線」に、VHF帯を「次世代携帯電話」と「高度道路交通システム(ITS)」に割り当ての方針の報告書をまとめている。